

## 県への要望事項（令和4年度 春季） 一覧

No.	要望事項	県担当部署
1	ふるさと納税における共通返礼品の設定について	総合政策部 市町村課
2	街頭防犯カメラ設置に係る財政支援について	県民生活部 くらし安全・安心課
3	土砂等による埋め立てに関する規制の強化について	環境森林部 資源循環推進課
4	新型コロナワクチン配分に関する市町間調整について	保健福祉部 感染症対策課
5	生活交通路線への補助金の交付要件の緩和について	県土整備部 交通政策課
6	砂防事業(崖崩れ災害防止対策等)における採択要件の緩和について	県土整備部 砂防水資源課
7	住宅の耐震化に係る部分改修及び耐震シェルター等設置に対する支援措置について	県土整備部 建築課
8	空き家対策に関する財政支援について	県土整備部 住宅課
9	公営住宅における民間賃貸住宅活用の推進について	県土整備部 住宅課
10	スクール・サポート・スタッフの継続及び拡充について	教育委員会 義務教育課
11	栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について	教育委員会 義務教育課
12	特別支援教育に係る人的・財政的支援について	教育委員会 義務教育課・特別支援教育室
13	人工呼吸器の管理が必要な医療的ケア児の特別支援学校への通学の受け入れ拡大等について	教育委員会 特別支援教育室

## ふるさと納税における共通返礼品の設定について

ふるさと納税におきましては、平成 31 年 4 月の税制改正により、返礼品は地場産品とすること等が基準に追加されて以降、各市町においても地場産品の新たな返礼品の発掘、開拓等を行っているところでありますが、地場産品が豊富ではない市町ではその対応に苦慮している状況です。

この中で、総務省は平成 31 年の告示において、都道府県が区域内の複数の市区町村と連携し、その区域内において生産もしくは製造されたものなどを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とすることも地場産品として位置付けられたところです。

つきましては、各市町におけるふるさと納税の返礼品の拡充や県内の地域資源であるブランド商品等の PR のためにも、県による「共通返礼品」の設定について検討いただきますようお願いいたします。

令和 4 年 5 月 1 2 日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

## 街頭防犯カメラ設置に係る財政支援について

近年、道路や電車内など公共空間における無差別的な殺傷事件が全国的に多発しており、各市において防犯対策の強化が喫緊の課題となっております。

県におかれましては、本年開催のいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の安全対策のため、各市における街頭防犯カメラの設置促進にご支援いただいたところです。

街頭防犯カメラにつきましては、設置していることで犯罪を未然に防止できる可能性があるとともに、犯罪が発生した場合には、犯人を早期に検挙し連続性を絶つ重要な防犯インフラとなっております。

しかしながら、街頭防犯カメラが市民を守るために十分に配備されているとは言い難い現状にあることから、各市で必要かつ十分な街頭防犯カメラの配備を実現させるため、国体終了後も街頭防犯カメラの設置に対する継続的な財政支援を要望いたします。

令和4年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

## 土砂等による埋立てに関する規制の強化について

現在、栃木県及び県内の全ての市町では、土砂等の埋立てに対して必要な規制を行う、いわゆる土砂条例を制定し、土砂等の埋立てによる土壌汚染と災害発生を防止し、生活環境を保全するための努力を重ねております。

しかしながら、近年、県外で発生した廃棄物の疑いのある建設汚泥処理物による埋立てや無許可の埋立て等が相次いで発生しており、当該処理物を使用した盛土の崩落による土砂崩れや住環境への被害が懸念されているところであります。

このような中、一部の市町では、県外からの土砂等の搬入を禁止するなど規制を強化しておりますが、自治体ごとに規制内容が異なることは、相対的に規制が緩い市町に不適正な埋立てが集中する恐れがあることから、広域的な規制が必要不可欠であります。

つきましては、土砂災害が増加、激甚化する中、県におかれましては、土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、県外からの土砂等の搬入禁止や搬入禁止区域の指定、不適正な改良土による埋立て規制など、罰則の強化を併せた県土砂条例の改正を行うとともに、廃棄物の疑いのある土砂等の埋立時における立入検査の徹底や違法な埋立てを早期発見するために、関係機関と連携した監視体制を強化するなど、更なる取組みを推進されますよう要望いたします。

令和4年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

## 新型コロナウイルスワクチン配分に関する市町間調整について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化防止において、ワクチン接種は、最も有効な手段の一つであることから、予防接種法及び国の方針に基づき、市町はその住民に対してワクチン接種の業務を行っております。

昨今の交通事情や生活様式の多様化から、生活圏が市町の枠を超えた広域的なものになっており、ワクチン接種についても、自分の自治体以外のかかりつけ医等で接種する住所地外接種者が無視できない数に上がっています。そのため、医療機関が充実した市町では、他市町の住民への住所地外接種が数多く実施されており、人口配分でのワクチン供給数と必要数との間に乖離が生じる状況となっております。

そのような状況の中、市町においてワクチンが不足した場合には、県において、市町間の調整をしていただき大変感謝しております。

今後も引き続き調整いただくとともに、市町へのワクチン配分に当たっては、住所地外接種を考慮した実接種者数なども考慮し、配分されるよう要望いたします。

令和4年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

## 生活交通路線への補助金の交付要件の緩和について

現在、各市町においては、住民の日常生活における移動手段の確保を図るため、デマンド交通、コミュニティバスなどの地域公共交通を運営するとともに、地域の実情に応じた見直しに取り組んでおり、県におかれましては、「市町村生活路線運行費補助金」及び「栃木県生活交通再構築事業費補助金」により、市町の取り組みにご支援をいただいているところです。

「運行費補助金」については、補助要件として系統ごとの収支率が1/5（振興山村1/6）以上とされており、「再構築補助金」については、交付対象事業のうち「b 実証運行に係る事業」及び「c 利用環境整備に係る事業」は、「運行費補助金」の交付対象であった生活交通路線、又は当該路線に変わる路線を含む場合に限られており、収支率が低い既存路線や、新たに構築する路線は対象外となり、更にcはbにあわせて実施するものに限られております。

超高齢社会が進展していく中、各市町は、利用者の負担を増加させずにサービス水準を維持することも難しく、収支率の向上に至らないという構造的な課題を抱えております。また、新規利用者の獲得や増加のための取組も実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、収支率の改善が見込めない現状では、収支率が低く再構築が必要な路線が、「運行費補助金」の対象外となり、「再構築補助金」の対象にも該当しない状況にあります。

このようなことから、「再構築補助金」については、「運行費補助金」の対象外の既存路線や、新たに構築する路線も対象とするとともに、cは単独事業でも対象とするよう、対象事業の拡充を要望いたします。

また、「運行費補助金」につきましては、地域公共交通の収支率の大幅な向上が困難な状況は今後も続くことが予想されることから、このような状況の中でも、持続可能な地域公共交通を維持していくために、交付要件である収支率を緩和していただきますよう、要望いたします。

なお、令和5年度に県と全市町による「栃木県地域公共交通計画（仮称）」の策定が予定されていることから、各補助金の運用については当該計画との整合性を図り、長期的な視点で検討いただきますよう併せて要望いたします。

令和4年5月12日  
栃木県市長会  
会長 佐藤 栄一

## 砂防事業（崖崩れ災害防止対策等）における採択要件の緩和について

近年は、異常気象による大雨や地震などが頻発しており、土砂災害の危険が著しく増してきている状況です。このようなことから、災害対策が行われていない土砂災害警戒区域内の住民は、不安を感じて生活しているのが実情であり、安心安全な生活が送れるよう、土石流や急傾斜地の崩壊などの土砂災害対策が図られることを強く望んでいます。

そのような状況の中、すでに砂防事業等により、災害対策が行われた地域では、多くの市民が安心して生活できるようになっていることには、深く感謝しているところであります。

しかしながら、県の事業の採択要件を満たさず、土砂災害対策が図られない地域であっても、生活する市民が多く存在しているのが現状です。本来は、危険区域内の土地所有者が急傾斜地の崩壊等による土砂災害が生じないように努めなければならないところですが、対策工事費はとても個人が負担できるものではありません。

つきましては、県民の生命と財産を土砂災害から守るためにも、県の事業の採択要件について、土砂災害特別警戒区域内を土砂災害警戒区域内にも拡大するとともに、人家戸数要件についても引き下げを行うなど、採択要件を緩和していただきますよう要望いたします。



## 住宅の耐震化に係る部分改修及び耐震シェルター等設置に対する支援措置について

住宅の耐震化につきましては、地震による建築物の倒壊被害から住民の生命や財産を守るため、大規模な地震に備え、より一層の推進が必要となっております。

このような中、国においては、速やかな耐震化が困難な場合には、当面の間の部分的な補強や段階的改修について、情報提供し相談体制を強化することを推進しており、住宅等の部分改修や耐震シェルター等に対する自治体の支援制度に対し、補助を行っているところであります。

一方、県においては、「栃木県建築物耐震改修促進計画」で、部分改修及び耐震シェルター等、減災化についても普及促進を図っていくことが位置づけられていますが、課題解決のための具体的な方策である補助制度に対しては、支援措置の対象外となっております。

つきましては、今後、県内各市においても、部分改修や耐震シェルター設置などの減災化の取組がより一層促進できるよう、国と同様に、県においても支援制度に対する補助を行っていただきますよう、要望いたします。

## 空き家対策に関する財政支援について

近年、少子高齢化や人口減少などの理由により、空き家の増加が全国的な社会問題となっています。

平成30年住宅・土地統計調査によると、栃木県の空き家率は17.3%と全国で10番目に多く、空き家対策は喫緊の課題となっています。

国においては、空き家等の除却、利活用、関連事業など、総合的な空き家対策に取り組む地方公共団体に対して、空き家対策総合支援事業により費用の一部を補助するなど、財政的な支援を行っています。各市町では、この事業を活用し、管理不全な空き家の解消や優良な空き家の利活用を促進しています。

しかしながら、空き家は今後もますます増加することが予想され、空き家対策総合支援事業の地方公共団体負担分を各市町単独で負担していくことは、大変厳しい状況にあります。

空家等対策の推進に関する特別措置法には、都道府県は市町村の空き家対策に要する費用の補助、その他必要な財政措置を講ずる旨規定されています。

つきましては、空き家対策の更なる推進のため、空き家対策総合支援事業の地方公共団体負担分への県費による一部負担を講じられますよう要望いたします。

## 公営住宅における民間賃貸住宅活用の推進について

各市では、厳しい財政状況と人口減少による公共施設の利用需要の変化を踏まえ、公共施設の再編計画を策定するなど、更新や統合等による削減を進めているところです。

公営住宅においては、老朽化した住宅の用途廃止をする場合、入居している高齢者が他の公営住宅等へ転居する際には、1階や2階などの低層階を希望することになりますが、空室がなく、住宅の数は足りているものの、低層階が不足する状況にあります。

また、栃木県内においても、セーフティネット住宅は存在しますが、低層階に空室がない、公営住宅に比して家賃が高額であるなど、なかなか入居に結びつかない現状もあります。

その一方で、民間賃貸住宅の空き室は増加している状況にあることから、その活用も必要となっているところであります。

つきましては、公営住宅の廃止等が進みつつある中であって、喫緊の課題であることから、セーフティネット住宅への円滑な入居の対策をはじめ、他の民間賃貸住宅の活用による住宅セーフティネット機能の拡大について、早期に県を挙げて推進していただき、各市における取り組みを支援いただきますよう要望いたします。

## スクール・サポート・スタッフの継続及び拡充について

県におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る教員の業務支援のためのスクール・サポート・スタッフを配置していただき、感染症により純増した教員の負担軽減や校内での消毒作業等の感染症対策の強化など、児童生徒の学びの保障、安全な学習環境の整備に大きな効果をあげており、深く感謝しているところであります。

しかしながら、教員は児童、生徒と向き合う授業など本来業務に加え、感染症対策、部活動、授業補助諸事務、保護者・地域対応といった多様な業務も一定時間担っており、教員の長時間勤務の一因となっております。今後、学習指導要領の改訂に伴う授業改善の取組や、様々な家庭状況、不登校や発達障がいへの対応など、教員に求められる職務は質・量ともにさらに高まることから、教員が本来業務に注力できるよう学級事務支援の継続的なスクール・サポート・スタッフの配置が必要であります。

つきましては、次年度以降も新型コロナウイルス感染症対策の業務支援のための本事業が継続されるとともに、国の制度を活用した学校における働き方改革のための学級事務支援のスクール・サポート・スタッフ配置事業を早期に導入されますよう要望いたします。

## 栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について

学校給食現場では、栄養教諭・学校栄養職員の有無に関わらず、食物アレルギーの対応、献立作成、衛生管理、栄養管理、給食管理、調理業務管理を行わなくてはなりません。

このような中、県におかれましては、栄養教諭等を国の配置基準に基づき各市町へ配置いただいているところですが、現状の配置基準では特に食物アレルギーの対応等個別課題への対応や効果的な指導が困難な状況にあることから、栄養教諭等が配置されていない学校については各市町において学校栄養士を配置し、学校規模に関わらず学校給食の安全安心を図っております。

つきましては、児童生徒に安全で安心できる学校給食を提供するためにも、県におかれまして栄養教諭等の更なる配置拡大を図られますとともに、国に対して栄養教諭等の配置基準見直しにより栄養教諭等の加配定員が改善されるよう引き続き働きかけていただきますよう要望いたします。

## 特別支援教育に係る人的・財政的支援について

県におかれましては、小中学校非常勤講師配置事業として、特別支援学級を含む指導困難な状況下の小中学校へ非常勤講師を配置していただいておりますが、必要とされる人員の配置は未だ十分とは言えない状況にあります。各市においても、独自に特別支援教育支援員を配置するなどの対応しておりますが、市単独予算でこれ以上の人員配置は難しいのが現状です。

また、通級指導教室の需要が年々高まっていることに加え、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいについては、重度化、重複化、衝動性、多動性などが顕著なケースが増加し、今後、一人一人に応じた適切な対応及び対応可能な教員の確保がますます重要かつ必要になると考えられます。

つきましては、障がいのある児童生徒に対する適切な支援を行うため、下記事項について要望いたします。

### 記

- 1 小中学校非常勤講師配置事業における非常勤講師の配置拡充を図ること。
- 2 通常学級及び特別支援学級に対する加配教員と通級指導対応加配教員の増員を図ること。
- 3 現在、在籍児童生徒 8 名で 1 学級の編制となっている特別支援学級における学級編制基準を、6 名で 1 学級の編制である特別支援学校の学級編制基準と同様となるよう、引き続き国に働きかけること。

## 人工呼吸器の管理が必要な医療的ケア児の特別支援学校への通学の受け入れ拡大等について

現在、栃木県においては、人工呼吸器の管理が必要な医療的ケア児及びその家族が県立特別支援学校への入学を希望する場合、「命の危険がある」ことを理由に、原則、訪問教育（週あたり 3 日、2 日は家庭訪問による教育、1 日は保護者の付き添いによる登校しての教育）としています。

しかしながら、令和 3 年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族支援法」の基本理念等を鑑みますと、専門設備が整備され、障がいに関する専門知識を有する教員が配置された環境で教育を受けることができ、家族の負担軽減を図るため、保護者の付き添い無しで通学できるように、見直す必要があります。併せて、当該医療的ケア児に専属の看護師を配置するなど、安全確保に向けた校内体制を整備し、当該児童生徒に適した教育や福祉サービスを提供することが必要と考えます。

つきましては、人工呼吸器の管理が必要な医療的ケア児本人や、その家族の意向を尊重しながらより最適な学びが保障されるよう、当該児童生徒の特別支援学校への通学の受け入れ拡大、及び保護者の終日の付き添いを不要とする支援体制の整備について要望いたします。